

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存または移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月1日

飯塚市長 武井政一

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 飯塚市安丸自治会
- (2) 区域 飯塚市綱分1318-1
- (3) 主たる事務所の所在地 飯塚市綱分1438番地4

2 申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
原野	290㎡	飯塚市綱分1318-1

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 萩原伊助、山本實平

住所 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1576番地

福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1473番地

3 異議を申し述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を申し述べることができる期間及び方法

(1) 期間 令和8年6月1日から令和8年8月31日まで

(2) 方法 地方自治法施行規則第22条の3第3項に規定する申出書及び申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し等関係書類を飯塚市市民協働部まちづくり推進課に提出してください。